

そうえい い きしょうもくさつ つけたり どううつし
僧永意起請木札 附 同写

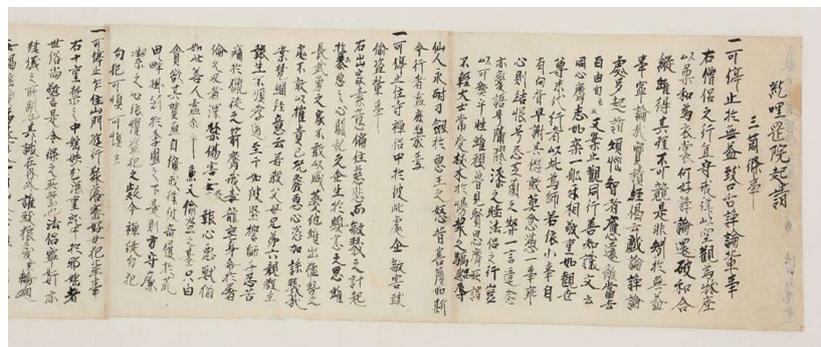
<概要>

員 数 1 枚 附 1 通
 法 量 木札：縦 31.8cm×横 116.0cm×厚 1.9cm、同写：縦 24.6cm×134.7cm
 時 代 木札：平安時代（永暦 2 (1161)年）、同写：江戸時代（延宝 7 (1679)年）

普門寺は、愛知県と静岡県の県境に近接した、豊橋市内の船形山中に所在する山寺である。平安時代後期から鎌倉時代に最盛期を迎え、当時制作された仏像など多くの文化財を有する。本木札は、平安時代に僧永意が普門寺を代表して記した宣言文である。また、附同写は、江戸時代に僧昶深が木札に記された宣言文を紙に書き写したものである。写しが作成された後、木札の上半分が失われたが、江戸時代の写しによって全文を復元することができる。

内容は、僧侶らが守るべき戒律を示して結束を促すものである。本尊の近くに掲げられたと思われ、現存する起請木札としては国内最古とみられる。1998年に普門寺本堂の宮殿（本尊の厨子、1693年造立）内部から見出されたものである。

起請(※) 神仏への誓約を介して、新しい規範を自他に示す行為、ないし文面。



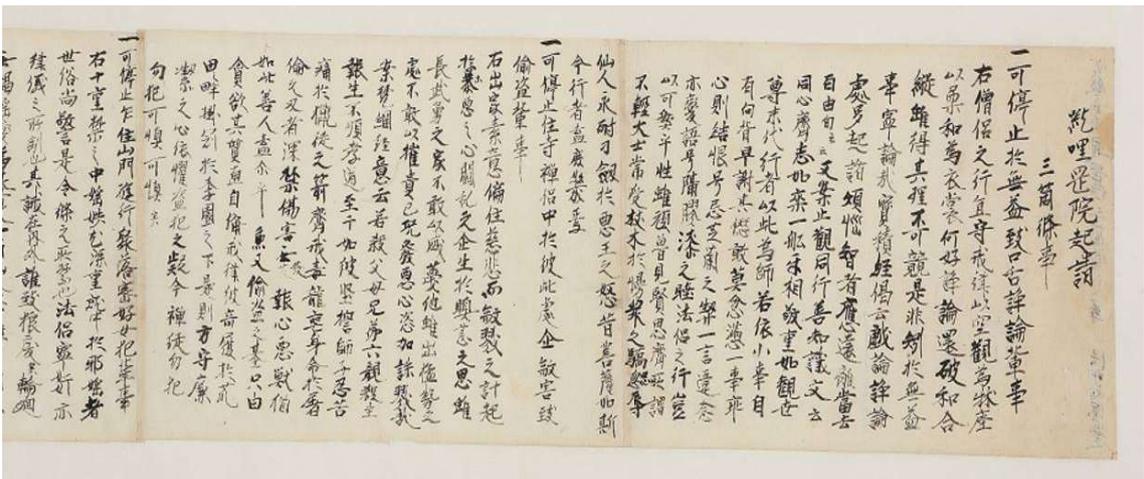
上：僧永意起請木札（全体） 下：附 同写（部分）



僧永意起請木札（全体）



僧永意起請木札（部分）



僧永意起請木札写（部分）

■哩岡院起請

三箇條事

一可停止於無益致口舌論諍輩事

右僧侶之行、宜守戒律、以空觀為床座、以柔和為衣裳、何好諍論、還破和合、縱雖得其理、不可競是非、矧於無益事寧論哉、寶積經偈云、戲論諍論處、多起諸煩惱、智者應遠離、當去百由旬云々、又案止觀同行善知識文云、同心齋志如乘一船、互相敬重如觀世尊云々、末代行者以此為師、若依小事自有向背、早謝其■敢莫忿懣、一事乖心則結恨、号忌芝蘭之契、一言違念亦變語、号隔膠漆之睦、法侶之行豈以可然、乎、性雖頑魯見賢思齋、所謂不輕大士常受杖木於慢衆之驕、忍辱仙人永耐刀劍於惡王之怒、昔菩薩如斯、今行者盍庶幾焉、

一可停止住寺禪侶中於彼此處企殺害致偷盜輩事

右出家素意偏住慈悲、而殺戮之計起於暴惡之心、鬪乱之企生於瞋恚之思、雖長武勇之家、不敢以威蔑他、雖出猛勢之處、不敢以摧貴己、況發惡心恣加誅戮哉、案梵網經意云、若殺父母兄弟六親、殺生報生不順孝道、至于如彼、堅誓師子忍苦痛於獵徒之箭、齋戒毒龍喪身命於屠倫之刃者、深禁傷害無殺報心、惡獸猶如此、善人盍尔乎、兼又偷盜之基、只由貪欲、其質直自備戒律、彼弃履於菘田之畔、掛冠於李園之下、是則方守廉潔之心、依懼盜犯之疑、今禪徒勿犯勿犯、可慎可慎矣、

一可停止住山門遊行聚落密好女犯輩事

右十重禁之中、姪姝尤深重、就中於邪姪者世俗尚警、是令條之制禁也、法侶寧姪、亦律儀之所制也、其誠在內外誰致狼戾矣、輪迴無竭、姪愛為基、夫一角仙人忽離蘿洞於王女之貞、五通聖者深着桂宮於皇后之聲、所以身雖坐檀場、心留楊貴妃之花粉、手雖結契印、眸係李夫人之金翠、逢緣詫境必增愛欲、不如難避急要之外、出鄉里而無及信宿乞也、我山禪侶、造次顛沛、不遺茲文、常安座右、備於廢忘焉、

以前三箇條、録其由緒、貽之來葉、仰願常住界會、不動明王、諸尊聖衆、一切三宝、伏請五所權現、稻荷明神、伽藍護法十八善神、各垂玄鑒、同加炳誠、若有守此旨之輩者、百年現在之間、却百恠於万里、一期終焉之後、證一佛於十号、若有背此旨之輩者、上件冥衆擯出寺中、責罰其身、現當悉地定无冥祐坎、抑近代禪徒、或徧超蜉蝣之世、結交於府邊、或為思芭蕉之身、運步於民烟、如此之際、非無惡緣、須凝一心祈念三寶、宜衆加擁護、必得除障導、三箇條事、更勿退轉、不為利養名聞而契、唯為菩提涅槃而契、請以一言之教誡、將傳千佛之出世、仍起請如件、

永歷二年（歲次辛巳）正月二十四日遍照金剛弟子永意敬白

○現存木札は上半部が欠失している。ここでは僧永意起請木札写によって全文復元したものを示した。